

協議（1）令和7年度景観事業計画について

長井において古くから引継がれ、築きあげられてきた景観を守るとともに、歴史や自然・文化を生かした良好な景観を新たに形成していくため、市民・事業者・行政が協働して長井らしい景観づくりに取り組んでいく必要があります。

このことから、令和7年度は次の景観事業に取り組みながら、より良い景観まちづくりを推進していきます。

（1）景観づくりに係る意識醸成と維持継承

平成30年に国から選定された重要文化的景観「最上川上流域における長井市の町場景観」や県で主催する景観事業と連携し、長井市らしい良い景観づくりを推進しながら、景観づくりへの市民の理解を深めていく。

- 「景観法」、「長井市景観条例」、「長井市景観計画」に基づく行為の届出手続に関して、市報や市ホームページ等で周知を図る
- 県とのイベントや広報活動等の共催 など

（2）景観重要地区への指定に向けて

景観計画において、市内の景観施策を推し進めるべきエリアを景観重要地区に指定することで、歴史や文化を活かした良好な景観形成を目指していく。

- 重要文化的景観施策及び長井市宮・小桜街区まちづくり協議会と連携した景観形成基準の検討
- 現在県で街路事業を進めている長井駅前周辺地区における地区指定及び景観形成基準の検討。

【景観重要地区指定まで流れ】

※長井市景観条例第9条による



（3）現状を踏まえた届出制度に係る検証

景観計画策定から14年が経ち、これまでの届出状況を踏まえ、現状の届出対象行為及び景観形成基準に見直しの検討の必要性が生じてきていることから、より景観づくりに対して効果的かつ現状に即した内容を検証していく。

- 届出対象行為における工作物の新設等(主に看板)や土地の形質の変更(規模)に係る基準及び事務手続きの見直し。